志摩市移住促進空き家改修支援事業　補助金交付までの流れ

【事前申込用】令和8年度

① 事前申込書の提出　募集予定期間：令和8年4月8日（水）～5月8日（金）

② 予算の範囲内の場合

市から通知

② 予算の範囲を超えた場合

市から通知

③ 抽選会（申請者の決定）

④ 補助金の交付の申請

申請者が提出

【申請時の添付書類】
■要綱別表第1参照。

⑤ 内容審査

⑥ 補助金の交付の決定

市から通知

※空き家住宅または空き建築物が耐震基準を満たしていない場合、耐震補強設計・耐震補強工事を行う必要がありますので、予めご了承ください。

⑦ 工事の実施　（業者と契約、工事着手）

■補助金の額に変更が生じる場合は、計画変更承認申請等が必要となりますので、事前にご相談ください。ただし、増額の場合、予算の都合により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

⑧ 工事の完成、実績報告書の提出（令和9年1月末まで）

申請者が提出

【実績報告時の添付資料】
■要綱別表第3参照。

⑨ 内容審査及び完了検査

■完了検査は職員が訪問し、改修工事の状況を確認しますので、ご協力をお願いします。

⑩ 補助金の交付額の確定

市から通知

⑪ 補助金の請求

申請者が提出

⑫ 補助金の支払